

憲法9条と安保法制

—政府の新たな憲法解釈の検証

阪田雅裕

2016年7月発売/274頁/本体2600円+税
A5判/上製



Book Information

編集担当者から 去る7月10日に行われた参議院議員選挙，どのような視点から投票されたでしょうか。18歳以上に選挙権が付与された初めての選挙ということで注目されましたが，重要な争点のひとつとして，本年3月施行の安保法制の是非があげられました。「集团的自衛権を容認するもので違憲で反対だ」，「いや，集团的自衛権は認められるべきだから賛成だ」など，様々な意見が耳目に触れるところですが，しかし，実際に安倍政権が行った憲法9条解釈が具体的にどのようなもので，それに基づいて自衛隊法等がどう改正されたのか，そしてこれらの問題点について，正確な理解にもとづいた議論が十分にされていたでしょうか。

本書は，「法の番人」である内閣法制局の長官を務めた著者が，政府の国会での説明を丹念に追いながら，憲法との関係から一連の安保法制を検証したものです。その緻密な論理かつわかりやすく明晰な文章を読むことによって，いずれの立場に立とうとも必要となる，正確かつ深い理解による議論が可能となるはずですが，また，本書には，安保法制懇報告書や自衛隊法等の改正箇所が一目でわかる新旧対照表等の豊富な資料も収録しています。ぜひ手にとってご参照ください。（井植）

Point!

P 議論のための基礎を身につける!

2 限定した集团的自衛権の行使

にとどまるものでございますので，全くこれまでと同じように，この交戦権否認の規定に抵触するということにはならないと解しております。

(189回 平27-6-10 (憲・安保法制特委) 8号43頁，内閣法制局答言)

しかしながら，存立危機事態に際して集团的自衛権を行使する場合には，我が国も外国の領土やその周辺の公海・公空で，他の諸国と一致協力して軍事活動を展開することになる。この場合，当然ながら他の国々は例外なく交戦権を有し，これを行って戦闘行為を実施する中で，我が国だけが交戦権を有さず，これを行わないで戦争を遂行することが可能なのであろうか。交戦権がない結果として，集团的自衛権を行使する場合にも自衛隊の軍事行動が一定の制約を受けるのかどうか，受けるのであれば具体的に何ができないのかといった点については，国会では置かれておらず，この点についての政府の見解も明らかになっていない。

15 砂川事件最高裁判決との関係

今回の憲法解釈の検討にあたって，政府は，このような限定的な集团的自衛権の行使容認は，いわゆる砂川事件の最高裁判決（昭34-12-16判集13巻13号325頁 資料3）の考え方に沿ったものであり，その範囲内にあることを強調した。

rec-50

内閣府法律部（安倍晋三）

平和安全法制について，憲法との関係では，昭和47年の政府見解で示した憲法解釈の基本的論理は変わっていないわけであり，これは，砂川事件に関する最高裁判決の考え方と軌を一にするものであります。

そこで，砂川判決とは何かということになります。この砂川判決とは，我が国が自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとり得ることは国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならない。つまり，明確に，必要な自衛の措置，自衛権について，これは合

憲であるということも認めた，いわば憲法の番人としての最高裁判決の判断であります。

そして，その中における必要な自衛の措置とは何か，これはまさに，その時々世界の情勢，安全保障環境を十分に分析しながら，国民を守るために何が必要最小限度の中に入るのか，何が必要なのかということをおきまして，暗黙のうちに我が国の政府の解釈があつたわけでございます。

今回，集团的自衛権を限定容認いたしました，これはまさに砂川判決の言う自衛の措置に限られるわけであり，国民の命と平和な暮らしを守ることが目的であり，専ら他国の防衛を目的とするものではないわけでありまして，それは新たに決めた新三要件を認めれば直ちにわかることでもあります。

我が国の存立が脅かされ，これが我が国でありまして，米国でもなければ他のどの国でもないんです。我が国の存立が脅かされ，国民，これは日本国民です，国民の生命，自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合であり，しかも，これを排除し，我が国の存立を全うし，国民を守るために他に適当な手段がないときに限られるわけであり，それはつまり，外交手段をまずは当然とし，その外交的努力を重ね重ねてこれらを防ぐことができないという段階になって初めて必要最小限度の武力の行使をする。

今の文脈でもおわかりのとおり，まさに我が国自身の存立が危うくなっているときに，そのときこそ我々自身に自衛の措置をとる。これは，厳格に申し上げます砂川判決に書かれている国家固有の権能の行使である。国の存立が脅かされているというわけでありまして，まさに私は，憲法のこの基本的な解釈，憲法の基本的な論理，砂川判決の基本的な論理の中において我々は現在の安全保障状況を見ながら当てはめをした，常にこうしたことを，我々は常に努力を行うべきであつて，考え抜かなければならない，こう思うわけでありまして，そして，繰り返しになりますが，行使する場合は，必要最小限度の武力行使にとどまるべきこと，こうあるわけである。

このように，平和安全法制の考え方は砂川事件判決の考え方に沿ったものであり，判決の範囲内のものであります。この意味で，砂川事件の最高裁判